

役員及び評議員の報酬等支給基準規程

(目的)

第1条

この規程は社会福祉法人いずみ福祉事業会定款第8条及び第21条の規定に基づき（役員・監事）及び評議員の報酬などについて定めるものとする。

(役員報酬の支給)

第2条

- (1) 役員は報酬を支給する。
- (2) 評議員は無報酬とする。
- (3) 当法人の職員を兼ね、職員の給与を支給している者の役員等報酬は無報酬とする。

(支給金額)

第3条

- (1) 役員報酬は出席役員1名につき3,000円、年間総額250,000円の範囲内とする。

(支給方法)

第4条

前条で決定された金額は、会議開催の都度現金で支給する。

(支給対象)

5 第5条

- (1) 監事に対して監事監査を行った場合は1名5,000円の報酬を支給する。
- (2) 役員が職務の為に、出張した場合は、旅費規程に基づき旅費を（交通費・日当）支給する。

(規程の変更)

第6条

この規程の変更は評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は平成30年6月22日より施行する